

法人会 高年齢者雇用促進事業

参画企業 募集

法人会は平成25年4月からの65歳定年義務化を前に、
企業が高年齢者雇用を促進していくうえでの
研修・相談、そして助成金申請手続きをサポートしていきます

1月20日
申込締切

宮城県内の法人会は日本の経済社会と企業の活力を維持していくため、
高年齢者雇用促進を推進して参ります

急速な少子高齢化の進展により、日本では労働力人口の減少が見込まれています。

日本の経済社会の活力を維持するためには、就労意欲の高い高年齢者が長年培ってきた経験や技能を生かし、社会の支え手として活躍していくける仕組みづくりが必要です。60歳を過ぎても働きたいという希望を持つ人が、自分の能力や経験を生かし、年齢にかかわりなく働き続けられる社会の実現を目指し、平成16年に高年齢者雇用安定法が改正されました。

これにより、定年を65歳未満としている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するために、(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度

の導入、(3)定年の定めの廃止、の3つのいずれかの措置を講じることが事業主に義務づけられました。

現在、各企業において、高年齢者活用に向けた取組が進められており、雇用確保措置の実施済み企業は95.7%（厚生労働省の「平成23年6月1日高年齢者雇用状況報告」）に上っています。

しかし、「希望者全員が65歳以上まで働く企業」の割合は47.9%、「70歳まで働く企業」の割合は17.6%に止まっており、高年齢者が働きやすい雇用環境を築くため、企業のより積極的な取組が今後も求められています。



登録頂いた企業の経営者・実務者を対象に、
研修会や個別相談会で研鑽を行うとともに、
情報提供で、中小企業が国からの
「奨励金・助成金」が受給できる取組みを始めます

宮城県内の法人会は、平成25年4月1日から高年齢者雇用確保義務年齢が65歳（高年齢者雇用安定法第9条）となることを踏まえ、法令遵守と企業の活力が両立する高年齢者雇用促進のための事業を開展していきます。

このため、定年延長を含めた高年齢者雇用管理について研修・相談できる場を提供するとともに、それに伴う「奨励金・助成金」を中小企業が受給できる場を設けて、積極的に推進して参ります。

学びたい・活性化したい企業の参加をお待ちしております

法人会の公益的意義のある新事業として展開する高年齢者雇用促進事業への企業の参加をお待ちしております。

定年延長を前向きに検討し、一層、企業活力の増進を図りたい中小企業の参画をお待ち申し上げます。なお、この高年齢者雇用確保事業に関する企業の費用ご負担はございません。

下記申込書にご記入のうえ、来る1月20日まで事務局へ申込下さい

るようご案内申し上げます。

なお、参加申込みを頂戴した企業に対しては、折り返し、参画に当たっての現在の「定年等に関する実態調査アンケート」をお送り申し上げますので、ご回答をお願い申し上げます。

中小企業向けの奨励金・助成金
の案内は裏面に！

法人会「高年齢者雇用促進事業」参画申込書

平成24年1月20日締切厳守

企 業 名		
住 所	〒	
電 話 番 号	()	実務担当者名

《個人情報の取扱いについて》当会は、申込に記載いただきました担当者名などを高年齢者雇用促進事業に際しての管理のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

●申込先

社団法人 仙台南法人会

〒982-0014 仙台市太白区大野田2-1-48レジデンス王ノ檀202号
Tel..022-246-3614 Fax. 022-246-4520

定年延長を行った中小企業には、「奨励金」「助成金」が!

定年引上げ等奨励金

中小企業
定年引上げ等
奨励金

高齢者
職域拡大等
助成金

中小企業定年引上げ等奨励金

中小企業定年引上げ等奨励金は、より積極的に高齢者雇用に取り組んでいる中小企業に対し、奨励金を支給する制度です。対象となるのは、企業における現行の定年年齢に応じて、次のいずれかの措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主(雇用されている常用被保険者が300人以下の事業主)です。

【支給対象事業主】

(1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている場合

- a. 65歳以上への定年の引上げ
- b. 定年制の廃止
- c. 希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入

(2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている場合

- a. 70歳以上への定年の引上げ
- b. 定年制の廃止
- c. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

このほか、「支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の常用被保険者が1人以上いること」などの要件があります。また、同時に、高齢者の勤務時間の短時間制度を導入した事業主には一定額が加算されます。



中小企業定年引上げ等奨励金

実施した措置		(a) 定年の引上げ(65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ(70歳以上)または定年制の廃止	(c) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	(d) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入	高齢短時間制度*を同時に導入した場合の加算額		
現行の定年年齢	企業規模(被保険者数)							
60歳以上 65歳未満	1~9人	40万円	80万円 [40万円]	40万円 [20万円]	20万円	一律20万円		
				(20万円) ([10万円])				
				60万円 [30万円]	30万円			
	10~99人			(30万円) ([15万円])				
				80万円 [40万円]	40万円			
				(40万円) ([20万円])				
	100~300人			40万円 [20万円]	--			
				30万円 [15万円]	--			
				40万円 [20万円]	--			

*[]内の数字は、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している64歳以上の雇用保険の常用被保険者がいない場合に支給する額。

*()内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度を導入済みの事業主が要件を満たした場合に支給する額。

*現行の定年年齢60歳以上65歳未満の事業主が、上表の(a)と(c)を満たす制度を新たに導入した場合には、(a)の額と(c)の()内の額の合計額を支給します。

*高齢短時間制度は、(a)~(d)のいずれかと併せて導入するもの。常用被保険者の申出により60歳以降の希望する日以後において、一般労働者の週所定労働時間(基準労働時間)の他、基準労働時間に比べて短い労働時間(20時間以上、基準労働時間の4分の3を下回るもの)を選択して労働することができるものです。

高齢者職域拡大等助成金

高齢者職域拡大等助成金は、企業の規模を問わず、(1)新たに希望者全員が65歳まで働く制度を導入、(2)新たに70歳まで働く制度を導入のいずれかの措置をとった企業が対象です。

あわせて、高齢者の職域の拡大、高齢者の雇用管理制度の構築、高齢者の健康維持にかかる取組などを行う場合には、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から、助成金が支給されるというものです。

支給される助成金の額は、「職域の拡大等の措置」に要した費用の3分の1となります。

ただし、1年以上雇用している55歳以上の雇用保険の常用被保険者一人につき10万円(「定年の引上げ等の措置」の(1)(2)のいずれにも該当する場合は20万円)が上限となります。また、合計額が500万円を超える場合は、500万円が上限となります。

【定年の引上げ等の措置】

- (1) 新たに希望者全員が65歳まで働く制度を導入すること
- (2) 新たに70歳まで働く制度を導入すること
- (3) 希望者全員が65歳まで働く制度及び70歳まで働く制度のいずれも有する法人の設立等を行なうこと



【職域の拡大等の措置】

① 高齢者の職域の拡大

- 高齢者が働きやすい事業分野への進出
- 高齢者の就労に向く作業の切り出し
- 高齢者が就労可能となるような作業設備の改善など

② 高齢者の雇用管理制度の構築

- 高齢者に関する賃金制度・能力評価制度などの構築
- 短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入

③ その他

- 高齢従業員の健康維持に関する取り組みなど、①②に準じる取り組み